

共創パートナーシップ 初期購買モデル契約書

(逐条解説あり)

(ハード、所有権移転あり)

■ はじめに

- ・本契約書は事業会社がスタートアップの製品・サービスの初期的な検証を行うため、試験的に購買する際に用いるものである。
- ・中でもハードウェア等の有形物の売買取引により所有権が移転するケースを想定している。ソフトウェア等の無形物の利用許諾のケースについては、別途作成した「共創パートナーシップ 初期購買モデル契約書（ソフト、所有権移転なし）」をご参照されたい。
- ・また、売買取引ではなく製品をレンタルして効果検証を行う場合を想定して、本契約書の逐条解説にて解説を行っているため、そちらもご参照されたい。
- ・なお、本契約書をご覧になる際は、「共創パートナーシップ 調達・購買ガイドライン（ベンチャークライアントモデルのガイドライン）」についても併せてご参照されたい。当ガイドラインでは、本契約書が対象とするスタートアップの製品・サービスの試験的な購買に限らず、事業会社がスタートアップの製品・サービスを調達・購買することを通じて、オープンイノベーションを実現するための手法について詳細に説明を行っている。

想定シーン

1. 大手機械メーカーY社は冷凍倉庫の省人化対応に資する倉庫内輸送ロボットの開発に取り組んでいる。
2. Y社では、極低温環境でも長時間安定して稼働可能なバッテリー技術が必要となった。
3. Y社は、スタートアップX社のバッテリー技術を用いることで対応可能と考え、まずは現場で迅速に検証するため、製品の購入を行うための契約締結を行う。

■ 前文

株式会社X（以下「甲」という。）と株式会社Y（以下「乙」という。）とは、別紙1記載の製品（以下「本製品」という。）の売買に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

<ポイント>

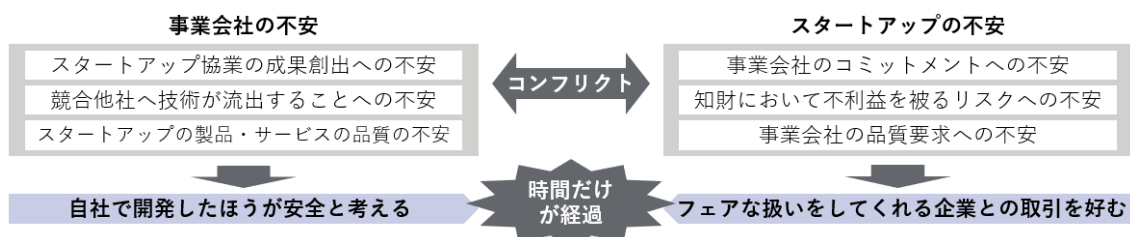
- ・本契約は、スタートアップの保有している製品の評価及び導入効果を検証するために、これを初期的・試験的に購買するための契約である。

<解説>

本契約書の狙い

- ・ 事業会社がスタートアップと協業する際には、PoC や共同研究開発といった手法が用いられることが多い。これらは有効な手段であるが、思うような協業成果が創出できないケースも少なくない。その理由の一つに、事業会社とスタートアップの間には立場の違いによるコンフリクトが存在することが挙げられる（図①参照）。

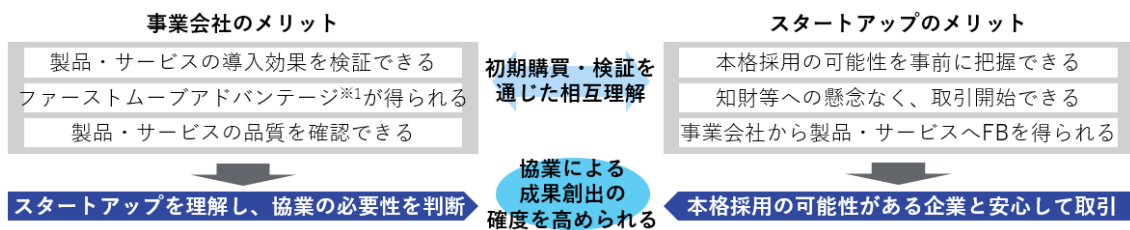
【図①：事業会社とスタートアップの間のコンフリクト】



出所：『スタートアップ協業を成功させるBMW発の手法 ベンチャークライアント』日経BP社より作成

- ・ そこで、本格的な協業に移行する前に、まずは試験的にスタートアップの製品・サービスを購買して効果検証を行い、相互理解を深めることで、コンフリクトを解消することが有効である。事業会社は自社の戦略的課題に対するスタートアップの製品の適合性を検証するプロセスを経るため、製品購買先のスタートアップの製品を理解した上で協業の必要性を判断できる。またスタートアップは、事業会社が自社の製品を将来的に本格的に導入してくれる可能性がある企業であると認識できることにより、安心して取引を行うことができる（図②参照）。

【図②：初期購買・検証のメリット】



※1 迅速に評価を行い共同開発や製品化につなげることで市場シェア獲得などの先行者利益を獲得できる点や、スタートアップの製品・サービスへのFBを通じて自社のニーズに適した製品に開発の方針が寄る可能性がある点などが挙げられる。

- ・ 試験的である以上、当該取引は迅速に行うことが望ましい。本契約は、スタートアップと事業会社の間で余計な交渉を生じさせず、迅速に製品の購買・検証を行うために、通常の購買契約と比べてスタートアップの立場に寄り添う内容となっている。事業会社にとっては、通常の購買契約と比べて自社に不利な契約内容であるように思

えるだろう。しかし、事業会社がスタートアップフレンドリーな契約を用いることで、様々なスタートアップとの協業機会が得られ、結果的に戦略的利益を享受することが期待できるため、中長期的にはメリットが得られると考えられる。

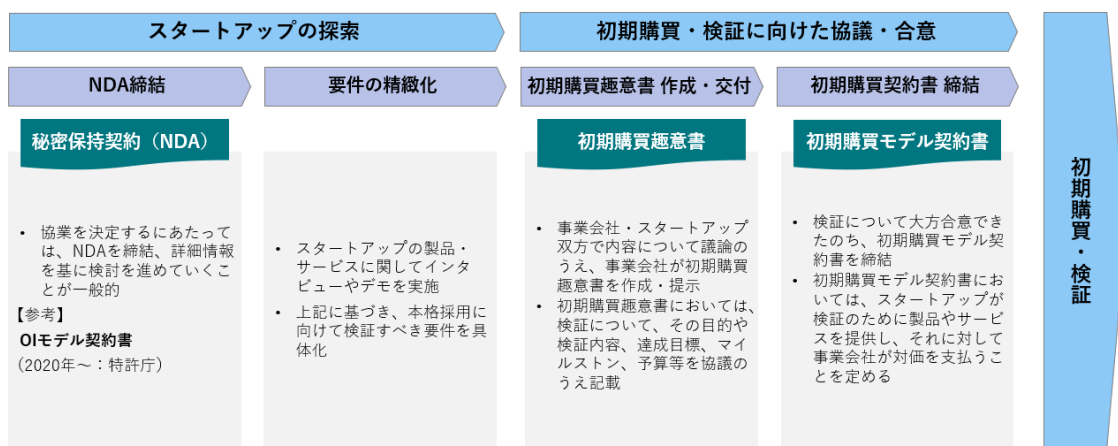
本契約書の位置づけ

- ・また、本契約書では、売買取引に係る基本的な権利関係を定めている。一方で、購買の目的である効果検証の詳細な内容については、法的拘束力のない「初期購買趣意書」にて定めている（ただし、詳細に踏み込まない程度の内容は、後述の通り第1条第2項で規定することを想定している）。これによって、契約書自体をシンプルな内容とすることができるため、社内調整等に要する時間を短縮され、取引の迅速化が期待される。
- ・さらに「初期購買趣意書」には、効果検証におけるマイルストーンや成功基準についても定めている。これは、効果検証を円滑に進めてその先にある、事業会社側にとっての課題の解決や新事業の創出、スタートアップ側にとっての製品・サービスの本格採用（継続的な購入や自社製品への統合）を実現することを目指すためである。詳細については別資料「初期購買趣意書」を参照されたい。

本契約書及び「初期購買趣意書」の活用方法

- ・はじめに事業会社とスタートアップの双方で効果検証の内容について協議の上、事業会社が「初期購買趣意書」を作成し、スタートアップに提示する。
- ・検証内容について双方で認識齟齬がないことを確認したのち、本契約書を用いて売買契約を締結する。
- ・上記を含む、スタートアップの製品・サービスの効果検証のための試験的な購買の流れは以下の通りである（図③）。

【図③：初期購買・検証における協議・契約フロー】



1 条 目的

第1条 甲及び乙は、乙が次項で定める本製品の効果検証を実施するために（以下「本目的」という。）、本契約に基づいて本製品を売買するものであることを確認する。

2 乙が行う本製品の効果検証の内容は以下の通りとする。

本製品を、乙が開発を行う倉庫内輸送用ロボットのバッテリーとして利用する場合の性能評価

3 乙は、本製品について、本目的以外の目的（リバースエンジニアリングの目的を含むがこれに限られない。）では使用しないものとする。

<ポイント>

- ・本契約の目的を定める条項である。
- ・スタートアップの製品のリバースエンジニアリングなど、想定外の使用を防ぐために、本製品の効果検証以外での目的での使用を禁止している。

<解説>

- ・通常取引において、購買した製品の使用目的を限定することは一般的ではない。しかし、自社の技術・ノウハウが結晶した（広く一般に販売していない）成長段階の製品を事業会社に提供することに抵抗を感じるスタートアップも少なくない。そこで、本条項を設けることで、スタートアップの懸念を軽減することを目的としている。
- ・事業会社が本目的以外の目的で製品の使用を行った場合は、スタートアップは本契約を解除することが可能であり（第11条第1項第1号）、また損害賠償を請求することも可能となる（第14条第1項）。また、事業会社による本目的以外の使用防止の実効性を担保する方法の一つとして、本条項のように売買形式を採るのではなく、レンタル形式（賃貸借契約等）で製品を提供することが考えられる。レンタル形式であれば、借主は最終的には製品を返却する義務が発生するので、リバースエンジニアリン

グが行われた事実が検証可能であるため、リバースエンジニアリングのリスクを低減できる。売買形式の場合、リバースエンジニアリングが行われているかどうかの検出性に乏しいため、製品自体に、センサーを設置する等して、物理的にリバースエンジニアリングの事実を検知する方法も有効である。

- ・なお製品の提供形態をレンタルとする際には以下のような問題点が存在する点には留意が必要である。

- ① 試験的な使用にあたって加工を要する製品や試験的な使用により消耗する製品（素材等）に関してはレンタル形式での提供が難しい
- ② 製品のメンテナンス・管理のコスト負担。レンタル形式は民法上、賃貸借契約となるが、貸主（スタートアップ側）が目的物の修繕義務を負担することが原則となっている（民法 606 条 1 項）
- ③ 製品の発送・回収などの諸経費の負担

※②③については、契約上別途の定めを置くことで事業会社の負担とすることも可能

- ・また、レンタル形式での製品提供とする場合は本契約書に記載の条項を修正する必要がある（以下に主な修正点を挙げるが、これに限る趣旨ではない）。

- ① 第 1 条の「売買する」を「賃借する」に変更する
- ② 第 2 条の単価及び代金の額を賃料に変更する
- ③ 第 4 条、第 5 条第 1 項は削除する
- ④ 第 5 条第 2 項の「検収完了前」を「引渡し完了前」に変更する
- ⑤ 第 6 条の支払いに関する規定を賃料の支払条件に沿った内容（月額払いなど）に変更する
- ⑥ 製品のメンテナンス・管理に関する条項や賃貸期間に関する条項を含める

- ・最後に、本条第 2 項に定める効果検証の内容は、抽象的過ぎず、かつ具体的過ぎない記載であることが望ましい。抽象的に規定し過ぎると検証を行う製品がスタートアップの意図しない目的で使用される可能性が高くなるためである。一方、具体的に規定し過ぎると内容変更の度に契約修正の必要が生じるためである。

■ 2 条 取引条件

第 2 条 以下の条件及び本契約で定める条件に従い、甲は本製品を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

- ① 目的物：本製品
- ② 数量：●●個
- ③ 仕様：別紙 1 「仕様書」にて定める通り
- ④ 金額：合計●●円（輸送費を含む。）
- ⑤ 支払期限：●年●月●日又は甲乙間で別途合意した日
- ⑥ 引渡場所：●●

⑦ 納期：●年●月●日又は甲乙間で別途合意した日

⑧ その他必要事項：

2 乙は、甲に対し、別途対価を支払うことで、本製品の設置や利用開始に係るサポート業務を委託することができる。当該業務に係る対価の額、支払期日その他委託に必要な条件は、甲乙間で別途合意して定める。

<ポイント>

・取引条件に関する一般的規定である。

<解説>

- ・本契約書では、スタートアップは本製品の販売（輸送を含む）と、必要に応じて設置業務や利用開始に抱えるサポート業務を行うことのみを想定している。そのうち、設置業務やサポート業務は、本製品の販売自体とは異なる性質の業務であることから、本条第2項により別途対価等の条件を合意した上で行うものとした。
- ・一方で、スタートアップが販売及び設置・利用開始に係るサポートを超える業務（試験・検証・追加開発等）を行うことは想定しておらず、もしスタートアップがこのような業務を行う場合は、別途業務委託契約や PoC 契約を締結することが必要である。

■ 3条 梱包

第3条 甲は、通常の下で運送中の本製品を保護するために、甲乙間で別途合意して定めた仕様による梱包をする。

<ポイント>

・製品の梱包方法に関する一般的な規定である。

■ 4条 受入検査及び検収（太字：重要ポイント）

第4条 乙は、甲による本製品の引渡し後、直ちに受入検査を行い、検査に合格した場合、これを受け入れる（以下「検収」という。）旨を甲に速やかに通知するものとし、かかる通知をもって検収は完了する。検査に不合格となった場合、乙はその内容を速やかに甲に通知するものとする。

2 前項に定める受入検査の対象は、本契約で定める数量及び別紙1「仕様書」に明示的に記載する仕様との適合のみとし、乙は、別紙1「仕様書」に明示的な記載のない本製品の品質及びその他の受入検査の対象でない事項に係る事由をもって本製品の受け入れを拒絶することはできないものとする。

3 乙が、本製品の引渡し後10営業日以内に第1項の通知（左記は不合格の通知）を行わなかったときは、かかる期間の満了をもって本製品の検収が完了したものとみなす。

4 第1項の規定に関わらず、乙が受入検査を省略することを甲に通知した場合には、

甲の乙に対する本製品の引渡しをもって検収が完了したものとみなす。

5 第1項に定める受入検査に不合格となった場合、仕様への不適合があるときは、甲は代品を乙に引渡し、又は本製品の補修をし、数量不足があるときは、甲は不足分を乙に追加で引渡し、乙が合理的に指定する期日までに、代品もしくは補修後の本製品又は追加で引渡された本製品について、再度乙の受入検査を受けるものとする（再度の受入検査についても本条を適用する。）。

6 甲は、第5項に定めるものの他、本製品の契約不適合に関し、いかなる責任も負わないものとする。

<ポイント>

- ・スタートアップの製品を事業会社が受け入れる際に行う検収について定めるものである。
- ・受入検査の対象は、数量及び製品の限定的な仕様との適合のみとし、品質を含むそれ以外の理由で製品の受け入れを拒絶することを禁じている（第4条第2項）。

<解説>

- ・通常の購買契約では、受入検査の対象の一つに製品の具体的な機能、性能、有効性などの品質が含まれることが一般的である。その結果として、スタートアップの製品の品質が、事業会社が求める基準に満たないことを理由に、検収を完了させずにいつまでも追加対応を求めるようなケースが存在する。
- ・スタートアップの製品は成長途上にあり、また本契約の目的が製品の初期的な検証であることを踏まえると、受入検査の対象に製品の機能、性能、有効性などの品質を含めることは適切ではない。したがって、本契約においては、本目的のために必要な最低限の製品の仕様を別紙1にて明確化し、スタートアップはそれ以外の内容（品質等を含む）について責任を負わないこととした。
- ・スタートアップの心構えとして、自社の技術やノウハウを基に提供できる価値を予めパッケージ化しておき、その上で仕様を明確に定めて販売を行うことが望ましい。しかし、スタートアップのステージによっては製品が完成したばかりで仕様が定まっていないケースも想定される。この場合、契約上仕様は定めずに、検収において製品が満たすべき条件のみを、当事者間で協議の上で明確に定めておく必要がある。
- ・第6項では、受入検査・検収後、第2項で定めた仕様との適合に違反していたことが発覚した場合に、スタートアップは責任を負わないものとすることを明示している。
- ・契約不適合責任とは、目的物が契約内容から乖離していることに対する責任である。民法上、売買契約の売主は、製品の品質について契約不適合責任を負っている（民法562条）ほか、実務上の購買契約では製品の具体的な機能、性能、有効性などの品質を売主が保証する条項が含まれることがあり、製品が品質の基準を満たさない場合に、売主が何らかの補償責任を負うことも多い。

- ・しかし、本契約の目的はスタートアップの製品を初期的かつ試験的に検証することであるため、スタートアップに製品の品質を必要以上に保証させて契約不適合責任を負わせることは適切ではない。したがって、前述の受入検査（4条）と同様に、限定的な製品の仕様のみを保証し、契約不適合の対象としている。

コラム：セキュリティポリシーについて

- ・事業会社では、取引先との契約締結前にセキュリティポリシーへの準拠を要求することが多い。このような要求があった場合、スタートアップでは、データ保護/管理体制、ネットワークセキュリティ、インシデント対応、従業員教育など多岐にわたる項目に対応する必要がある。サプライチェーンの安全性を担保するために必要なことであるが、スタートアップにとっては大きな負担となることが多い。
- ・一方で、一般的に、試験的な購買・検証においては、セキュリティリスクは限定的であると想定される。したがって、このような購買・検証では、本格導入の際に用いるような通常のセキュリティポリシーを適用しスタートアップに過度な負担を強いるのではなく、比較的簡易なセキュリティポリシーへの準拠を求めれば十分である。
- ・そのため、事業会社としては、予め簡易版のセキュリティポリシーを作成するか、スタートアップと個別に協議を行い、最も重要なデータ・インフラに焦点を当てたセキュリティ対策の実施や、スタートアップの状況に適したセキュリティ要件の調整など、個別かつ柔軟に対応することが望ましい。また、本格導入の際には通常のセキュリティポリシーへの準拠を求めるとしつつ、段階的に対応していくロードマップを求める等の対応も考えられる。

■ 5条 所有権の移転及び危険負担

第5条 目的物の所有権は、検収（前条第5項に定める再度の受入検査実施後の検収を含む。）が完了した時点で、甲から乙に移転する。

2 検収完了前に生じた目的物の滅失、毀損、減量、変質等による損害は、乙の責に帰すべきものを除き甲が負担し、検収完了後に生じた目的物の滅失、毀損、減量、変質等による損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙が負担する。

<ポイント>

- ・所有権の移転及び危険負担に関する一般的な規定である。一般的に見られる購買契約同様、検収の完了を所有権及び危険移転の時期として設定している。

■ 6条 支払い

第6条 乙は、検収が完了した本製品の代金を、検収が完了した日が属する月の翌月末日までに、甲が指定する口座に振り込む方法により甲に支払う。なお、振込手数

料は乙の負担とする。

<ポイント>

- ・ 売買の目的物である製品・サービスの支払いの対価としての代金の支払いに関する一般的な規定である。

■ 7条 知的財産権（太字：重要ポイント）

第7条 甲及び乙は、甲の保有する本製品に関する全ての知的財産権（特許を受ける権利その他これに類する登録申請に係る権利及びノウハウを含む。以下本条において同じ。）は甲に帰属し、本契約の締結によっても、乙に対して当該知的財産権が譲渡されるものでなく、また、実施権、利用権その他いかなる権限も付与されるものでないことを確認する。

2 本目的としての効果検証に関連して乙が甲に対して提供したフィードバックを、甲は本製品の改善又は開発に活用することができる。

3 乙は、前項のフィードバックにより改善又は開発された本製品に係る知的財産権の保有を主張することはできない。

<ポイント>

- ・ 取引時点でのスタートアップが持つ製品に関する知的財産権の帰属を明らかにし、また本目的の検証活動において事業会社がスタートアップに対して何らかのフィードバックを行った場合においても、事業会社側が当該フィードバックにより改善又は開発された本製品に係る知的財産権の保有を主張できないことを定めている。

<解説>

- ・ 本契約の目的は、本格的な協業に移行する前に、まずは試験的にスタートアップの製品・サービスを購買して効果検証を行い、次の段階に移るか否かの判断を効果的かつ迅速に行うことや相互理解を深めることである。
- ・ 上記目的に照らして、検証は迅速に行うべきであり、スタートアップとの交渉は可能な限り排除されることが望ましい。知的財産権の保有というテーマは両社にとって特に交渉が発生しやすいポイントであり、またスタートアップ側が不安を抱える対象である。
- ・ こうした背景から、本検証活動においては、原則として、知的財産権を新たに発生させることに直接つながる開発行為は行わないという姿勢が望ましい。なお、事業会社として、本検証段階の後に生じる可能性のある自社及びスタートアップとの開発の段階を一連の開発活動として捉えることは妨げられない。
- ・ また、スタートアップは製品・サービスの検証を通じて得られるフィードバックにより製品・サービスを改善・充実させていくことが一般的である。そのため、本条第2項の通り、事業会社が提供したフィードバックをスタートアップが自由に製品の改善

又は開発に利用できることを定めた。また本条第3項では、事業会社が提供したフィードバックを基に改善又は開発された本製品について事業会社は知的財産権の保有を主張しないことを定めた。これにより、本検証において事業会社とスタートアップの間で知的財産権についての交渉は原則生じないことが想定されるため、取引の迅速化が期待される。一方で事業会社側がフィードバックに対して消極的となることが懸念される。したがって当事者間の協議の上で当該条項の要否を判断するのが望ましい。

- ・事業会社によるスタートアップの製品・サービスへのフィードバックは、スタートアップの事業成長にとって非常に有益である。また、事業会社にとってもメリットが大きい。例えば、フィードバックによってスタートアップの製品が改善又は開発されることで自社の意見がある程度反映された（自社のニーズに適応した）製品になる可能性がある。また、敢えて知財を要求しないことで迅速な検証やその後のスタートアップ側の開発を早めることにも繋がり、結果協業が加速することもあると考えられる。加えて、有益なフィードバックを提供してくれる企業としてスタートアップエコシステムにおける自社の評価が高まることで、多くのスタートアップとの関係構築が容易となり、中長期的にオープンイノベーションの成果創出に寄与する可能性がある。
- ・上記メリットを踏まえても尚、フィードバックをスタートアップが活用することに制限をかけられるケースや、フィードバックを基に製品を改善又は開発した場合に、知的財産権の保有を主張されるケースは起こりうる。その際は、スタートアップと事業会社間の交渉により、フィードバックにより得られた情報の取り扱いをより詳細に、あるいは利用目的の範囲を狭く定義することで、事業会社側に本条の適用を受け入れられやすくする方法もある。
- ・また、検証活動の結果として、何らかの創発的な活動が必要であることが明らかになった場合には、別途共同研究開発のための協議・契約を行い、その中で改めて開発対象の知的財産権の保有について定めればよい。

■ 8条 権利義務の譲渡禁止

第8条 甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得た場合を除き、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

<ポイント>

- ・権利義務の譲渡に関する一般的な規定である。

■ 9条 反社会的勢力等の排除

第9条 甲及び乙は、各自、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるもの

（以下総称して「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

- ① 自己の取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長もしくはこれらに準ずる者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等であること、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力等に対して反社会的勢力等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、本契約又は取引契約を締結すること
- 2 甲及び乙は、各自、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

<ポイント>

- ・反社会的勢力の排除に関する一般的規定であり、各都道府県の暴力団排除条例における、スタートアップ及び事業会社が契約を締結する際の規定（例：東京都暴力団排除条例第18条第2項）に対応することをその目的としている。

■ 10条 秘密保持（太字：重要ポイント）

第10条 甲及び乙は、本契約の履行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示及び提供（以下「開示等」という。）の方法並びに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲又は乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報（以下「秘密情報」という。）及び秘密情報を含む文書その他の媒体（以下総称して「秘密情報等」という。）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
 - ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
 - ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得又は創出したもの
- 3 受領者は、秘密情報等について、事前に開示者から書面等による承諾を得ずに、本契約の履行の目的以外の目的で使用、複製及び改変してはならず、本契約の履行のために合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製及び改変できるものとする。
- 4 受領者は、秘密情報等を、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士等のアドバイザー（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等（ただし、法律上守秘義務を負うアドバイザーを除く。）に退職後も含め課すものとする。
- 5 第1項、第3項及び第4項の定めに関わらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができる。
- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公庁又はその他法令・規則の定めに従った開示等の要求がある場合
- 6 本契約が解除された場合、又は開示者の指示があった場合は、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報が記録された媒体を破棄又は開示者に返還もしくは引渡し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする（ただし、自動バックアップシステムにより作成された削除が困難な電磁的記録を除くものとするが、受領者はかかる電磁的記録にアクセスしないものとする。）。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄又は削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 7 前項までの規定に関わらず、本条は、秘密情報に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、秘密情報に関する両当事者間の書面等又は口頭による提案及びその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 8 本条の規定は、開示等した日より3年間有効に存続するものとする。
- 9 前項までの規定に関わらず、甲は、第7条第2項に定める通り、本目的の検証活動において乙が甲に対して提供したフィードバックを、本製品の改善又は開発に活用することができる。また、当該フィードバックは、第6項が定める秘密情報の返還もしくは引渡し・削除の対象外とする。

<ポイント>

- ・ 相手から提供を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

事業会社から提供される製品についてのフィードバック情報の取り扱い

- ・ 検証活動において事業会社から提供されるフィードバックについても、秘密情報等に該当するため、本条第9項において、フィードバック情報をスタートアップが製品改善に活用できる旨を定めており、第7条第2項の実効性を担保している。

従前に締結した秘密保持契約との関係整理

- ・ 秘密保持契約に引き続いて本契約を締結する場合、本契約よりも前に締結した秘密保持契約と本契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ・ 本契約の履行に関して開示される秘密情報について従前の秘密保持契約を適用すべき場合もあるが、本契約においては本契約内の秘密保持条項が、すでに締結されている秘密保持契約の条項を上書きすることを本条第7項で明記している。いずれが妥当であるかは、既存の秘密保持契約の内容によることになる。また、上書きする際は、既存の秘密保持契約の内容を本契約で上書きすることで齟齬が生じないか、十分に注意して規定する必要がある、必要に応じて、従前の秘密保持契約上の「秘密情報」も本契約における秘密情報に含むという規定にするかも検討すべきである。
- ・ なお、既存の秘密保持契約において、その目的が製品の初期購買前の準備的な検討に限定されていたり、有効期間がそのような検討のための短期間に限定されていたりする場合に、既存の秘密保持契約上で開示された秘密情報を製品の初期購買以降も利用するには、既存の秘密保持契約を変更する必要があることにも留意する必要がある。

秘密情報の定義（秘密である旨の特定の要否）

- ・ 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、初期購買段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、前者を採用している。
- ・ 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう（秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。）リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- ・ なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、特許庁が公開している「OIモデル契約書（新素材編）」の秘密保持契約書に詳細に解説しているためそちらも参照されたい。

➤ 「OI モデル契約書_秘密保持契約書（新素材編）」

☆ URL：ma-v2_1-nda_chikujouari.pdf

事業会社に製品が購買された事実の公表

- ・スタートアップにとって、自社製品が事業会社に購入されたとの事実は、投資家やユーザーに対する効果的な PR 材料になる場合が多く、かかる事実の公表を望むケースが多い。
- ・しかし、秘密情報の定義の内容によっては、かかる事実の第三者への公表が守秘義務違反となるか否かが曖昧となり、その結果スタートアップが公表に踏み切れないケースや、事業会社に事前に許可を求めたものの社内決裁等に時間を要したため発表すべきタイミングに発表できないケースが散見される。
- ・そこで、本契約が締結された事実は公表しても問題ないと双方が合意した場合には、当該公表を積極的に認める規定を設けることで、かかる弊害を回避することができる。
- ・事実の公表に準じ、スタートアップ側が顧客となった事業会社のロゴ・マーク等を WEB サイトやチラシ等へ掲載することも基本的には双方合意の上許諾されることが望ましい。

【オプション条項】

本条の定めに関わらず、甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、甲乙間で本製品の売買が行われた事実を第三者に公表することができる。当該公表に際して、甲は、無償で別紙記載の乙の企業ロゴ等を使用できるものとし、乙は甲が無償で当該企業ロゴ等を使用すること許諾する。

■ 11 条 解除

第 11 条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したとき（ただし、第 1 号は相手方が乙である場合のみ適用される。）は、何らの催告も要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 乙が本製品を本目的以外の目的で使用又は処分したとき
- ② 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- ③ 第 8 条に違反して本契約に基づく義務を第三者に譲渡したとき
- ④ 第 9 条に違反したとき

2 前項の規定により本契約を解除した甲又は乙は、当該解除により相手方に損害が生じた場合も、当該損害を賠償する義務を一切負わない。

3 甲及び乙は、第 1 項に定めるほか、相手方が本契約に定める条項に違反し、当該相手方に対し催告したにも関わらず 30 日以内に当該違反が是正されないときは、

本契約を解除することができる。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的な規定である。

<解説>

- ・ 第1項第1号では、スタートアップが製品を本目的以外の用途で使用又は処分された際に契約を解除できるように定めた。
- ・ 上記を定めることで、リバースエンジニアリングを含む製品の目的外の使用が発覚した際に、スタートアップは契約を解除し、製品の返還を求めることができる。一方で、提供した製品が第三者に転売された場合には、製品の返還を要求することができないことが多い。このようなリスクを軽減したい場合は、販売形態としてレンタルを活用することも検討すべきである（ただし、この場合も即時取得（民法192条）により第三者が所有権を取得し、返還を要求できなくなるリスクは否定しきれない。）。
- ・ また、以下のようにいわゆるチェンジオブコントロール（COC）が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&Aの実行が解除事由に該当してしまう。したがって、スタートアップとしては、解除事由にCOCが含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

【COC条項】

- ・ 一方の当事者に経営権・支配権の変更・異動が発生した場合に、契約内容の制限や、もう一方の当事者によって契約解除を可能にする条項のこと。
- ・ 例えば、他の法人と合併、企業提携あるいは持株比率の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合などのケースが想定される。

■ 12条 原状回復

第12条 前条に基づき本契約が解除された場合、甲は乙に対して受領済の売買代金を返還し、乙は甲に対して本製品を返還するものとする。また、この場合、甲及び乙は、直ちに第10条第6項の定めに従って秘密情報等を相手方に返還もしくは引渡し、又は、破棄するものとする。ただし、第11条第1項第1号に該当する場合は、甲は乙に対して受領済みの売買代金を返還する義務を負わず、乙は甲に対して本製品を返還するものとする。

<ポイント>

- ・ 解除後の代金及び製品に関する一般的な規定である。ただし、本契約が解除された場合に事業会社側がスタートアップ側の製品の情報を保有し続けることを防ぐ趣旨で、事業会社に秘密情報の返還、引渡し又は破棄する義務を明記している。

■ 13条 存続条項

第13条 第7条（知的財産権）、第8条（権利義務の譲渡禁止）、第10条（秘密保持）、第11条（解除）第2項、第12条（原状回復）、第14条（損害賠償）、第15条（協議事項、準拠法及び管轄裁判所）は、本契約の終了後もなお効力を有する。

<ポイント>

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的な規定である。

■ 14条 損害賠償

第14条 甲及び乙は、本契約に違反したとき（本製品の契約不適合を除く。）は、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負う。

2 甲が本契約に違反した場合の損害賠償の額は、当該違反が甲の故意又は重過失による場合を除き、本契約における売買代金の額を超えないものとする。

<ポイント>

- ・ スタートアップの責めに帰すべき事由により事業会社が損害を被った場合の賠償責任の範囲に関する規定である。

<解説>

- ・ 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、本検証の内容やコストの負担、代金等を考慮してスタートアップ・事業会社の合意により決められるケースもあるが、本条では具体的な損害賠償額は定めず、スタートアップ側の損害賠償額の上限のみ定めた。
- ・ スタートアップ・事業会社間で片務的な内容となっているのは、スタートアップが主体となる違反行為は契約不適合等の軽微なものが想定される一方で、事業会社側が主体となる違反行為は、製品の目的外使用（リバースエンジニアリング等）などの重大な内容が想定されるためである。したがって、スタートアップ側の損害賠償額に一定限度の制限を加えるのが妥当と思われる。
- ・ ただし、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている。この場合、事業会社に多額の損害が発生することも想定され、その損害の原因を、スタートアップが故意に又は重大な過失によって生じさせた場合にまで、スタートアップを保護する必要性は乏しいことから、このような規定を設けた。

■ 15条 協議事項、準拠法及び管轄裁判所

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約の定め疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定する。

2 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

3 本契約に関し、万一紛争が生じた場合には、[東京]地方裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とする。

<解説>

- ・紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定めている。
- ・「東京地方裁判所」を合意管轄としているのは単なる例示であり、適宜な裁判所を指定してもよい。ただし、技術的事項にかかわる論点がある場合は、東京・大阪いずれかの地方裁判所を管轄とすることが望ましい。

年 月 日

甲

乙

別紙 1

1. 製品概要

- 製品名: ●●●●
- バッテリータイプ: 【リチウムイオン電池 / リン酸鉄リチウム (LiFePO4) 電池 など、簡潔に記載】

2. 製品仕様

2.1 電気的特性

- 定格容量: ●●Ah
- 定格電圧: ●●V
- 最大放電電流: ●●A
- 充電電流範囲: ●●A ~ ●●A
- エネルギー密度: ●●Wh/kg

2.2 機械的特性

- 外形寸法: 【具体的なサイズ記載、例: 120mm × 80mm × 50mm】
- 重量: ●●kg
- 端子形状: 【例: M6 スクリュー端子、ケーブル付き等】

2.3 環境特性

- 使用温度範囲: -●●° C ~ +●●° C
- 保存温度範囲: -●●° C ~ +●●° C
- 耐振動性能: 【規格を記載、例: IEC XXXX】
- 耐衝撃性能: 【規格を記載、例: IEC XXXX】

3. 付属品及びオプション

- 付属品: 充電器、接続ケーブル
- オプション品: 専用キャリングケース、モニタリングシステム

【ポイント】

- ・ 上記に示す仕様書は本契約を締結するにあたって、必要最低限の仕様を定め納品するための項目を記載した。仕様書では、できる限り抽象的な表現は避け、具体的に判断可能な条件のみを最低限の範囲で記載するのが良い。
- ・ 仕様書内容はあくまで例示であり、適宜製品の仕様によって記載を変更・追記することが望ましい。